



薬局製剤陳列場所

薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあっては、以下の対応をお願いいたします。

- 1 陳列設備から1.2メートル以内の範囲に進入することができない措置が採られている。
- 若しくは、
- 2 直接手の触れられない陳列設備（鍵付きの設備等）に陳列されている。

また、薬局製造販売医薬品を陳列する場合には、情報提供設備は陳列区画の内部又は近接する場所にあること。

デジカメ+電話+Eメール (PC) 等
(特定販売のみを行う時間が有る場合)

変更については郵送での対応が可能な場合があります。
詳しくは以下に問い合わせください。

〒604-8101
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 6 5 京都朝日ビル 6 階
京都市保健福祉局医療衛生推進室 医療衛生企画課 薬務担当
TEL: (075)222-3430 FAX: (075)213-2997